

令和8年度 中島村農作業労賃協定額

今年の標準農作業賃金を下記のとおり決めましたので、お互い協定を守り
 明るい農業経営をしましょう。

(令和8年度より適用)

農 作 業 名		単 位	金 額(円)	附 記	
労賃	一 般 農 作 業	1日あたり	8,300	8時間労働(パート労働については協議の上定めて下さい。)	
	田 畑 草 刈 作 業	6時間	8,300	機械持込み	
機 械 に よ る 農 作 業 料 金	田 畑 口 一 タ リ 一	10aあたり	6,400		
	耕 起 ス キ ー ・ プ ラ ウ	"	7,800		
	代 か き	"	7,700	仕上まで	
	田 植	"	7,000	側条施肥機使用代は1,000円プラス	
	稲 刈	コ ン バ 刈 取 り の み	"	18,000	搬入まで
		イ ン 刈 取 ~ 乾 燥	"	24,500	結束資材代は2,000円プラス
	モ ミ 摺 調 整	1俵あたり	750		
	水 稻 育 苗	緑 化 苗	1箱あたり	JA夢みなみ単価	種子・資材込み
		硬 化 苗	"	870	種子・資材込み
	畦 め り	1mあたり	55		
集 草 梱 包 機	10aあたり	6,000	藁・草		
口 ー ル ベ ー ラ	"	5,500	集草・結束		
堆肥ちらし(マニアスプレッター)	"	4,500	1.5トンの散布を標準とする(堆肥代別)		

◎ 機械による協定料金について、ほ場条件[調整水田(田植、稲刈)・直播栽培田・不整形・湿地・倒伏田等]

により特に勘案する必要がある場合は、受・委託者両者の協議により設定して下さい。

◎ 上記に含まれない作業の料金については、受・委託者両者の協議により設定して下さい。

◎ 上記の金額には消費税が含まれます。

* 農業経営の合理化を図るため、機械の過剰投資を止め、協同利用、共同作業に努めましょう。

● 農地の売買・贈与・交換・貸借・転用等に関することは、中島村農業委員会までご相談下さい。

※農地法許可申請締切日 毎月25日

農地について無許可での転用・売買等を行った場合には罰則等が科せられることがあるのでご注意下さい。

中島村農業委員会 TEL 0248-52-3487 (直通)

中島村における農地賃借料情報について

改正農地法の施行(平成21年12月15日)に伴い標準小作料制度が廃止され、前年の農地賃借契約の金額(10aあたり)から算出されたものが賃借料の目安として情報提供されます。なお、賃借料情報とするものは農地法及び農地中間管理事業の推進に関する法律(農地バンク)による申請等です。農地の賃借契約の際に参考として下さい。

○令和7年農地賃借料情報(10aあたり)

単位:円

農地区分		地区		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田	(旧上田)	元村	岡ノ内	29,912	30,000	20,000	114件	全て物納で、10aあたり米1俵が113件、米0.5俵が1件でした。
		松崎	小針					
		川原田	二子塚					
		代畑	吉岡					
畑		データが少ないため設定できません。賃借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。						

※1 賃借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。

※2 賃借料が物納の場合は米1俵(60kg)あたり30,000円で算出しています。

○令和6年農地賃借料情報(10aあたり)

単位:円

農地区分		地区		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田	(旧上田)	元村	岡ノ内	18,046	30,000	10,000	87件	全て物納で、10aあたり米1.5俵が2件、米1俵が66件、米0.5俵が19件でした。
		松崎	小針					
		川原田	二子塚					
		代畑	吉岡					
畑		データが少ないため設定できません。賃借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。						

※1 賃借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。

※2 賃借料が物納の場合は米1俵(60kg)あたり20,000円で算出しています。

令和5年以前の賃借料情報

○令和5年農地賃借料情報(10aあたり)

単位:円

農地区分		地区		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田	(旧上田)	元村	岡ノ内	10,785	12,400	6,200	238件	全て物納で、10aあたり米1俵が176件、米0.5俵が62件でした。
		松崎	小針					
		川原田	二子塚					
		代畑	吉岡					
	(旧中田)	浦原		12,400	12,400	12,400	2件	全て物納で、全て10aあたり米1俵でした。
畑		データが少ないため設定できません。賃借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。						

※1 賃借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。

※2 賃借料が物納の場合は米1俵(60kg)あたり12,400円で算出しています。

○令和4年農地賃借料情報(10aあたり)

単位:円

農地区分		地区		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田	(旧上田)	元村	岡ノ内	10,438	10,800	5,000	111件	このうち物納は106件で、10aあたり米1俵が103件、米0.5俵が3件でした。
		松崎	小針					
		川原田	二子塚					
		代畑	吉岡					
	(旧中田)	滑津原	浦原	10,800	10,800	10,800	18件	全て物納で、全て10aあたり米1俵でした。
畑		データが少ないため設定できません。賃借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。						

※1 賃借契約の際には当事者双方の協議により金額を設定して下さい。

※2 賃借料が物納の場合は米1俵(60kg)あたり10,800円で算出しています。

○平成21年度標準小作料(改正農地法の施行前(平成21年12月14日まで適用))

農地区分		単位	金額(円)	備考
田	上田	10aあたり	20,000	川原田、二子塚、吉岡、元村、岡ノ内、小針、代畑、松崎
	中田	10aあたり	16,000	浦原、滑津原
畑	普通畑・特定畑	標準額を定めませんので、双方の話し合いで決めてください。		